

一部地域の緊急事態宣言解除に対する対応について

当社では、一部地域における新型コロナウイルス特措法に基づく緊急事態宣言の解除を受け、緊急事態宣言発令地域の本社、支店、営業所などの常設オフィス部門、一部解除地域の支店で、引き続きお客様や従業員および協力会社に建設技能者等の生命・身体を守る観点から、下記の対応を行うことといたしましたのでお知らせいたします。

お客様、関係者の皆様におかれましては、このような状況をご賢察いただき、なにとぞ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象範囲

緊急事態宣言発令地域の本社、支店、営業所などの常設オフィス部門及び一部解除地域の支店

2. 対応期間

2020年5月18日～5月22日まで

3. 対応方針

- ・原則、在宅勤務としてテレワークなどを強化します。
- ・不要不急の出張および移動は原則禁止とします。
- ・会議等の多人数が集まる場所への立ち入りは引き続き禁止とします。

4. 対象地域における工事について

対象地域で施工中の工事は、発注者と協議のうえ決定し、継続する場合は感染症防止対策を徹底いたします。

以上